# 「建設弘済会等に係る事業譲渡手法等の課題検討チーム」 整理とりまとめ (概要)

## I. これまでの経緯等

#### 1 これまでの経緯及び発注者支援業務等からの撤退要請の考え方

- ・ 発注者支援業務等は、社会資本整備等に関する専門知識や豊富な 現場経験を有する建設弘済会等に外部委託してきた。
- ・ 近年の発注方式の見直し(随意契約から一般競争(総合評価)へ) の結果、多くの民間事業者が事業への参入を求める状況になってきており、平成22年度には、業務分野や地域によって差があるものの、総発注額の4割程度を民間事業者が受注する状況になっている。
- ・ 「政府関連公益法人の徹底的な見直し」(平成 21 年 12 月 25 日閣 議決定)において、行政が政府関連公益法人に実施させている事務 ・事業について、徹底的な見直しを行うこととされた。
- ・ このような状況の中で、民間事業者が競争する市場環境を整える 観点から、建設弘済会等に対し、ノウハウ継承と職員の雇用確保を 図りつつ、発注者支援業務等から計画的に撤退することを要請。

## 2 検討チームの役割

- ・ 建設弘済会等が発注者支援業務等から撤退するに当たっては、ノウハウ・人材が散逸し、適切かつ効率的な公共工事の実施や公共施設管理が困難になることを懸念。
- ・ 検討チームにおいて、外部有識者の助言を得ながら、次に掲げる 視点を踏まえ、事業譲渡等に当たっての課題等を整理とりまとめ。
  - ① 発注者支援業務等に係るノウハウをできる限り円滑に民間事業者に継承していくためには、どのような取組みが必要か。
  - ② 発注者支援業務等からの計画的な撤退(できる限り3年を目途) に当たって、できる限り職員の雇用を確保するためには、どのような取組みが必要か。

### 3 建設弘済会等における主体的な取組み

- ・ 事業譲渡手法等の具体的な検討を行うなど、発注者支援業務等からの計画的な撤退について主体的に取組みを進めることを期待。
- ・ 法人のあり方自体の抜本的な見直しについて、新制度への移行期限(平成25年11月30日)を踏まえ、適切に対応することを期待。

### Ⅱ.課題整理

#### 1 発注者支援業務等の性格

- ①公共発注者(国土交通省)に対する請負サービス事業
- ②発注者支援、公物管理補助、用地補償総合技術の3分野
- ③労働集約型の事業

#### 2 建設弘済会等の実施体制等に係る特徴

- ①各業務分野の全般にわたり業務実施できる体制を保有
- ②各地に配置された支所を拠点に業務を実施
- ③更新回数を重ねている有期雇用職員が多数在籍

### 3 事業譲渡等を行うに当たっての課題

#### (1) 事業譲渡手法等の枠組み

#### ①事業譲渡等の手法の選択肢

- ・ 各建設弘済会等は、各々の業務、職員、資産の実態等に応じて、 最も適切な手法を選択する必要
- ・ 民間事業者への事業譲渡等を前提としつつ、一旦、一般社団法 人化して、ノウハウや人材の保全を図ることも選択肢の一つ

# (a) 譲渡等対象事業の範囲

# ア. 業務全体又は相当部分を一括して譲渡等を行う方法

業務に直接従事する職員とともに、業務運営に必要なマニュアル類、管理運営体制等の機能も一体として譲渡等。譲受人等における円滑かつ継続的な業務運営が可能

#### 【課題】

- 資金が多額になるので資力のある大手企業に限定される可能性。結果として譲受人等がみつからないおそれ
- 収益性の低い事業が含まれる場合には事業全体の収益性も 低下。譲受人等の判断が慎重になるおそれ

# イ.業務分野又は各建設弘済会等の支所等の地域ごとに分割して 譲渡等を行う方法

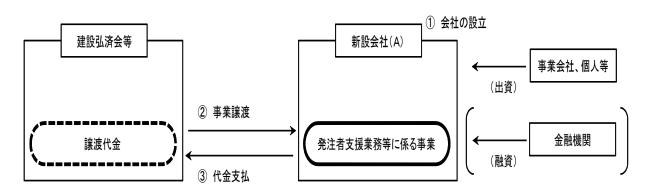
譲受人等の候補が広がり、事業の分け方、組合せによっては、 例えば、地域で事業を営む中小企業も候補となる可能性

#### 【課題】

- 収益性の低い事業分野や地域は、譲受人等がみつからない おそれ。その結果、職員の雇用の確保が困難となるおそれ
- 組織や技術者が得てきたノウハウが散逸してしまうおそれ。 業務全体に共通する管理部門やシステム等の分割により、円滑 な業務運営に支障が出るおそれ
- 個々の事業譲渡等ごとに手続を進めるため、手間とコスト がかかるおそれ

#### (b) 事業の譲渡等の形態

## ア 新設会社を譲受人として事業譲渡を行う方法

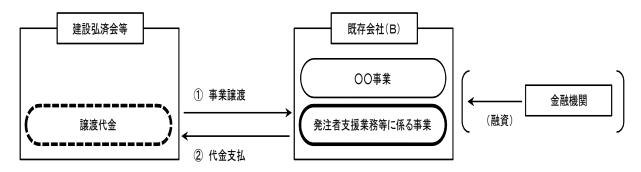


職員や組織のノウハウも一体として譲り受ける場合、新設会社のスポンサーには多様な業種の企業や個人がなりうる。建設弘済会等の職員等が出資者となって設立した会社による譲受の可能性もある

#### 【課題】

○ 契約上の地位の承継や入札参加のため、発注者の承諾を得た 上で建設弘済会等の業務実績を承継する必要

# イ. 既存会社を譲受人として事業譲渡を行う方法

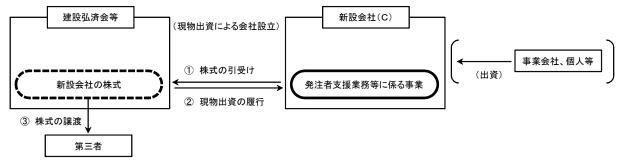


職員や組織としてのノウハウも一体として譲り受ける場合、譲受 人には多様な業種の企業がなりうる

#### 【課題】

○ 既存会社の職員との関係上、建設弘済会等の職員を従前の労働条件下で移籍させることが困難な場合も想定。その場合、職員の同意を得ることが新設会社の場合と比べてより困難になるおそれ

## <u>ウ. 現物出資して会社を新設し、取得した株式の譲渡を行う方法</u>



建設弘済会等において職員の移籍の見通しが立った段階で現物出 資により会社を設立し、対価として得た株式をスポンサーに売却す る方法が可能

### 【課題】

○ 現物出資には、原則として裁判所が選任する検査役の調査が 必要であり、手続が煩雑

#### ②事業価値の把握・診断

・ あらかじめ、会計や法務などの専門家を入れて、自らの事業価値の把握・診断を実施しておくことが有用

#### ③事業価値の維持・向上への取組み

・ コスト縮減による収益性向上、ノウハウ散逸を避けるなど事業 価値の維持・向上を図ることが有用

#### ④民間事業者のガバナンスを通じた効率的な業務運営

・ 競争環境に対応した経営戦略(運営効率化、収益性を重視した 受注活動等)を策定し、自立的・効率的な業務運営を目指す必要

#### ⑤譲受人等の選定方法

・ 探索方法として、個別に探索する方法、公募による方法がある。 譲渡等対象事業の範囲、移籍職員の範囲・雇用条件、譲渡価格等 について最良の条件提示する相手方を選定することが可能となる よう、入札手続の活用も考えられる。

#### ⑥アドバイザーの活用

・ 法務、財務、労務等の専門分野に係るアドバイザーを活用することも検討する必要

# (2) 職員の雇用確保に向けた建設弘済会等としての対応

- ・ 職員の雇用確保については、建設弘済会等として関係法令等を 順守し、適切に対応する必要
- ・ 事業譲渡等によってすべての職員の移籍が困難な場合も生じう るため、民間事業者へのあっせん等の再就職支援措置、割増退職 金を伴う早期退職優遇制度等についても検討する必要
- ・ 退職給付、早期退職制度・再就職支援制度等に必要な資金については、建設弘済会の保有資産において対応。必要資金を適切に見積もり、退職給付引当資産等として区分計上することが必要

## Ⅲ.国土交通省としての取組み

- ・ 建設弘済会等からの事業譲渡等について、民間事業者の意向を 踏まえた実務上の課題について整理を行うための調査を実施
- ・ 計画的撤退や法人のあり方見直し等について、進捗状況をモニタリングするとともに、必要な指導、情報提供等を実施
- ・ 事業譲渡等により、請負契約上の地位の移転を承諾する場合及 び業務実績の譲受人等への承継を認める場合の考え方について明 確化
- ・ 引き続き、発注者支援業務等の発注単位の見直し、複数年度契約の導入・拡大などの民間参入を促す取組みを実施。業務内容の説明会など民間事業者への情報提供を実施